

一般社団法人 IT 検証産業協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人 I T 検証産業協会と称し、英文では「I T Verification Industry Association」(略称：I V I A) とする。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第 3 条 本会の公告は、電子公告による方法で行う。

2 本会の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機関)

第 4 条 本会は、法定の機関として社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 5 条 本会は、I T 検証サービスに関連する企業、団体および個人が集い、よりよい I T 検証サービスを目指して研鑽し、産業として確立させ、わが国の社会・経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 6 条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) I T 検証サービスの社会的認知度向上活動
- (2) I T 検証サービスの技術力向上を目的とした技術研鑽、研究
- (3) I T 検証サービスにおける標準化活動
- (4) I T 検証技術者の創出、育成
- (5) I T 検証技術者資格認定制度の確立
- (6) I T 検証サービスの情報交換および提供
- (7) I T 検証サービスの情報収集と分析

- (8) IT 検証サービスの関連書籍の執筆と出版
- (9) 産官学との連携
- (10) その他、関連事業

(用語の定義)

第7条 この定款において「IT 検証サービス」とは、IT 関連製品およびシステムの品質向上を行なうサービス・研究の総称を指す。

第 3 章 会員および社員

(種類および資格)

第8条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、特別会員と個人会員にて構成する。

- 2. 正会員は、検証関連企業を主な対象とする。
- 3. 準会員は、正会員と同様に検証関連企業を主な対象とするが、加入年度内限りの会員とし、新たな年度においては、正会員となることとする。
- 4. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の健全なる発展の支援を行う法人とする。
- 5. 特別会員は、研究テーマとして「IT 検証サービス」等を行なっている団体とする。
- 6. 個人会員は、本会の目的に賛同し、「IT 検証サービス」に於いて高度な専門性のある個人とする。

(入会手続)

第9条 本会の成立後会員となるには、本会所定の「入会申込書」により入会の申出をし、理事会の承認を得なければならない。

(権利)

第10条 正会員は各1個の議決権を有し、本会の事業に参加することができる。

- 2. 準会員、賛助会員、特別会員、個人会員は、議決権を有しない会員とするが、本会の事業に参加することができる。
- 3. 個人会員の本事業への参加は、会員本人のみすることができる。

(義務)

第11条 会員は本会に対する代表者（以下「会員代表者」という。）を定めて届け出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

- 2. 会員は、社員総会の定めるところにより、年会費を納入しなければならない。
- 3. 前各項のほか、会員は法令および定款並びに社員総会の決議を遵守しなければならない。
- 4. 理事会の定めにより、協会運営にあたり、特別に会費を徴収することがある。

(退社)

第 12 条 会員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 退会の届け出
- (2) 総正会員の同意
- (3) 死亡又は解散
- (4) 除名

(退会の届け出)

第 13 条 前条第 1 号の届け出は、未履行の義務を履行した後、理由を付した書面をもってしなければならない。

(権利の停止および除名)

第 14 条 本会の会員が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て、その権利を一時停止することができる。

- (1) 会員が、会費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないなど、会員の義務を履行しないとき
 - (2) 本会の趣旨に反する行為、本会の機密情報を漏洩する行為を行い、または本会の名誉を傷つけたと認められるとき
2. 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会において、総正会員の議決権の半数以上で、かつ、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって定めなければならない。

この場合、除名対象の会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(退社にともなう権利および義務)

第 15 条 会員が第 12 条の規定により退社したときは、その権利を失いました、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、免れることができない。

2. 会員は、第 12 条の規定により退社しても既納の会費の返還をもとめるなど、本会の資産に対し、何等請求することができない。

(名簿)

第 16 条 本会は、会員名簿を備え、会員の氏名（法人または団体の場合にあつては、名称および会員代表者名）および住所、種類、入会または推薦の年月日その他所要の事項を記録し、主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿の正会員に関する部分をもって一般社団法人法(以下「法人法」という)上の社員名簿とする。

2. 本会の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が本会に通知した居所に宛てておこなうものとする。

第 4 章 役員、顧問

(役員の種類および数)

第 17 条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 理事 20 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- (3) 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、10 名以内を常任理事とする。
また、必要に応じて 1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

(役員を選任)

第 18 条 理事および監事は、正会員のうちから、社員総会において選任する。

2. 会長および副会長は、理事会において、理事の中から選定する。
3. 常任理事は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
4. 専務理事、常務理事は常任理事から互選し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
5. 理事および監事は、同時に兼ねることはできない。

(役員職務)

第 19 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 会長をもって法人法上の代表理事とする。
3. 副会長は、会長を補佐し、業務を掌握、会長に事故が発生した場合は、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行する。
4. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、業務を掌理する。
5. 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を掌理する。
6. 常任理事は、会長、副会長、専務理事および常務理事を補佐し、業務を掌理する。
7. 理事は理事会に参画し、業務執行の決定を行う。
8. 監事は、理事の職務の執行を監査する。

(理事および監事の任期)

第 20 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員のため選任された理事又は監事の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 理事または監事が辞任または任期満了により退任しても、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤が必要な役員は、有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が別途定める。

(役員親族制限)

第22条 理事のうちには、各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族ならびに当該理事と特別の関係がある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。監事についても同様とする。

特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする

- (1) 当該理事または監事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者
- (2) 当該理事または監事の使用人
- (3) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) 前2号に掲げる者の配偶者
- (5) 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であってこれらの者と生計を一にする者

(顧問)

第23条 本会は、顧問をおくことができる。

2. 顧問は、本会に対して功労のあった者または学識経験者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、または会長に対して意見を述べる。
4. 第20条第1項の規定は、顧問について準用する。
5. 顧問の報酬は、理事会の議決を経て、会長が別途定める。

第5章 社員総会

(招集)

第24条 本会の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2. 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
3. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 25 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 26 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第 27 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は、正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 28 条 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。

この場合は、総会ごとに代理権を証する委任状を本会に提出しなければならない。委任状の提出は、電磁的方法で行うことができる。

2 代理人は一人とし、出席した代理人の員数は、第 26 条の出席者数に算入する。

(社員総会議事録)

第 29 条 社員総会の議事については、日時、場所、出席者数、議事内容など、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録作成者が署名又は記名押印して 10 年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 理事会

(招集)

第 30 条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた副会長が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、日時、場所、出席者名、議事内容など、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会)

第35条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事および常任理事により構成する。

2. 常任理事会は、あらかじめ定めた招集方法により招集する。
3. 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。
4. 常任理事会は、会務の執行に関する事項で、議事が緊急を要する事項およびあらかじめ理事会において定められた事項について議決する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業にともなう収入
- (4) その他収入

(資産の管理)

第 37 条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支払)

第 38 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画および収支予算)

第 40 条 本会の事業計画および収支予算は、会長が毎事業年度開始前に理事会の議決を経て作成し、社員総会の承認を得なければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の社員総会が、当該事業年度開始後に開催される社員総会であるときはその社員総会までの間においては、会長は、理事会の定めるところにより、前事業年度の収支予算の範囲内において、収支を執行する。

(事業報告および収支決算)

第 41 条 会長は、毎事業年度において、各事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書）、事業報告書および付属明細書を作成して監事の監査を受け、かつ理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2. 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 42 条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第 43 条 本会は、第 6 条に掲げる事業の遂行を図るために必要がある場合、理事会の議決により、収支予算および収支決算において特別会計を設け、収支を区分して経理することができる。

(収支差額の処分)

第 44 条 本会は、収支決算において差額が生じたときは、社員総会の議決を得てその全部または一部を積み立て、または翌事業年度に繰越すものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 45 条 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、かつ、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数による決議をもって、変更することができる。

(解散の事由)

第 47 条 本会は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により本会が消滅する場合)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

2. 前項第 1 号の決議は、総正会員の半数以上であって、かつ、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数によって行う。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が、解散（合併または破産による解散を除く）した時に残余する財産は、これを東京都に帰属させる。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 49 条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局には所要の職員を置くことができる。

2. 事務局長は会長が委嘱し、職員は会長が任命する。
3. 前各項のほか、事務局に関して必要な事項は、会長が常任理事会の議決を経て定める。

第 10 章 その他

(会員の位置づけ)

第 50 条 正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(法令の根拠)

第 51 条 この定款に規定のない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上

平成 22 年 6 月 11 日 第 8 条、第 10 条変更

上記は 当法人の定款に相違ありません。

平成 22 年 6 月 17 日

一般社団法人 I T 検証産業協会

代表理事 浅井 清孝